

岡山市庄内学区 婦人会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山市連合婦人会内の支部組織で、庄内学区婦人会と称す。

(所在)

第2条 本会の事務局を、庄内学区婦人会会長宅に置く。

(構成)

第3条 本会は、岡山市庄内学区婦人会に所属する会員をもつて構成する。

(目的)

第4条 本会は、岡山市連合婦人会及び、各支部婦人会と連絡提携をはかり、会員相互の親睦を深め、婦人の諸問題について研究協議し、婦人としての教養と地位の向上に努めるとともに、地域社会の平和と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講演、講習、研究会、及び視察見学への参加。
- (2) 地域の活性化と親睦を目的として、旅行、運動会、盆踊り、地蔵まつり、石鹸づくり、等の実施
- (3) 福祉活動としての、敬老会、高齢者学級一人暮らし訪問等の実施。(その他、前項各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名・副会長数名(理事兼務可)と、各町内の理事で構成される。

2.会長・副会長は、理事会において選出し、総会において承認を得るものとする。

3.理事は、会員の互選とし、総会において承認を得るものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2.副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。また会計、交通等を担当することとする。

(理事)

第9条 理事は、会の企画運営について審議する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会に、次の会議を設ける。

- (1)総会
- (2)理事会

第11条 総会は、年1回とし、会長が召集する。なお、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。ただし、高松3地区合同総会で代行できるものとする。

2.会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を開かねばならない。

3.次の事項の承認は、役員が代行し、回覧をもって周知することとする。

- (1) 事業報告・計画
- (2) 決算・予算
- (3) 役員
- (4) 会則の変更

(理事会)

第12条 理事会は、会長・副会長・理事で構成する。

2 理事会は、会長が必要に応じて召集する。

第4章 (事務局)

(事務局)

第13条 事務局は、本会の会務を処理する。

(選任)

第14条 書記は、理事中より理事会が選任し会長が委嘱する。

(任務)

第15条 書記は、本会の記録事務にあたる。'

第5章 会計

(会計)

第16条 本会の経費は、会費及び寄附金、その他の収入をもってあてる。

会員研修、会議等への出席経費及び、事業に対する負担金・慶弔金等は高松3学区婦人会との協議で決めるものとする。

尚、独自の事業経費については、理事会で決定する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則

第18条 本会の会則を改正する必要がある場合は、理事会で審議し、次の総会において承認を得るものとする。

(細則の設定)

第 19 条 本会則施行のために必要な細則は、会長が理事会にはかり、これを定める。

この会則は、平成19年4月1日より施行する。

(補則)

制定 平成13年4月1日

会則を作成するに当っては、平成13年度理事会で決定し、岡山市連合婦人会会則を参考に、従来慣行で運営してきた内容を、文書化したものである。

改定 平成19年4月1日

平成19年度、生石学区婦人会から庄内学区婦人会と名称変更したことに伴い会則の学区名も変更しました。